

ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務仕様書

1 事業目的

令和5年10月に開催するねんりんピック愛顔のえひめ2023（以下、「大会」という。）の開催期間において、主に選手・監督・役員等（以下、「大会関係者」という。）及び県内在住高齢者を対象に、シニア層のニーズに対応した旅行商品を造成し、大会期間中の観光消費を促進するとともに、大会を契機としたシニア層の社会参加促進を図ることを目的とする。

2 委託業務

ねんりんピックシニア向け旅行商品造成業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

4 業務内容

1の目的及び次の事項を踏まえ、大会期間中の大会関係者の観光消費促進及び大会終了後のシニア層の社会参加促進につながる旅行商品を造成・実施し、催行結果を分析するとともに、シニア層を対象とした観光パンフレットを作成する。

(1) 旅行商品の対象期間

大会2日目～最終日（令和5年10月29日（日）～10月31日（火））とする。

※上記期間が含まれていれば、前後の期間を含めることも差し支えない

(2) 旅行商品の対象者

大会関係者及び県内在住高齢者

(3) 旅行商品の内容

旅行商品の内容は、次に掲げる項目について考慮されたものであること。

① 大会参加者層であるシニア層特有のニーズや課題に対応した内容とすること。

② より多くの大会関係者の観光促進につながる内容とすること。

③ 大会終了後のシニア層の社会参加促進につながる内容とすること。

※①・②については令和4年度の愛媛県シニア向けツアーニーズ調査の実施結果も参考とすること。

調査結果 URL : <https://www.pref.ehime.jp/h20450/seniortourchousa.html>

(4) 参加者の募集

参加者の募集に当たっては、大会日程も踏まえ、大会関係者や県内在住高齢者に対して効果的な周知方法を取り入れるとともに、参加申込手続き等の簡略化を図ること。

(5) 旅行代金

気軽に参加しやすい金額で旅行代金を設定し、参加者から徴収すること。

また、参加者から徴収した旅行代金については、旅行商品の催行に必要な経費に充てることとし、事業に係る必要経費の総額から参加費収入見込額分を除いた額を委託料の額とすること。

(6) 法令順守

旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係法令を順守すること。

(7) 催行実績の分析・報告

参加者へのアンケート等の手法により、実施結果について分析を行い、実績や課題、今後の

シニア層の観光活性化につながる提案等をまとめた報告書を作成すること。

(8) シニア向け観光パンフレットの作成

シニア向けの県内観光地・体験プログラムに関する情報や、シニア層が観光する際の注意点などをとりまとめたパンフレットを作成すること（A4紙20ページ・3,000部程度を想定）。

6 業務計画書及び実績報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、業務実施に向けたスケジュール等について愛媛県と協議の上、業務計画書を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の進捗状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で得られた成果は、原則として愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用してはならない。
- ② 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の詳細なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。なお、疑義がある場合は愛媛県と協議するものとする。

10 その他

本業務に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打合せを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定するとともに、業務の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら行う。